第11号
令和7年
9月1日発行

古河市農業委員会だより

～農地と食を守る農業委員会～

家族でにんじんを生産している八城康弘（やしろやすひろ）さん（山田・三和地区野菜生産部会・人参銘柄部長）をご紹介いたします。八城さんの作るにんじんは、古河市が茨城県青果物銘柄産地指定を受けている品種です。「ここ惚（ぼ）れにんじん」の愛称で親しまれていて、そのまま食べても、甘みがあり、フルーツのような味わいです。ぜひご賞味ください。

主な記事

- みんなで育む地域計画　～農業者の想いを未来へつなぐ～…… 2
- 農業委員会総会での審議審査の状況（令和6年４月～令和7年３月）…… 3
- 総会議案の事前審査について
- 若手農業者を紹介します…… 4
- 農業者年金制度の説明を受けて
- 令和7年度農業委員会総会日程等のお知らせ（10月～3月）
- 編集後記

農業委員会だより
バックナンバーは
こちら

みんなで育む地域計画

～　農業者の想いを未来へつなぐ　～

▲地域計画座談会で将来の農業について話し合う様子

地域計画とは

今後、高齢化や人口減少の本格化により農業従事者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されています。

地域計画とは農業従事者や地域のみなさんの話し合いにより、将来の農地利用の姿を明確化した設計図で、概ね10年後を見据え、誰がどのように農地を使って農業を進めていくのかまとめた計画です。

古河市では、話し合いを進め、担い手や10年後に目指すべき農地利用の方針を反映した「目標地図」を令和7年3月に作成しました。

目標地図とは

目標地図は、農地の効率的かつ総合的な利用を図るために、誰がその農地を利用するかを下記のように一筆ごとに定めた地図です。

地域のみなさんの話合いと農地の出し手と受け手の意向を踏まえて、10年後を見据えて地域の目指すべき農地利用のあり方を可視化する役割を担います。

なお、作成した目標地図については、古河市ホームページでも確認できますので、ご覧ください。

地域計画をつくると

地域計画の策定には、次のようなメリットがあります。

・農地が守られる
・農産物がずっと作られる
・新しい農地が利用できる
・農地が荒れることがなくなる
・地域が活気づく

地域計画の更新

地域計画は、一度策定して終わりではなく、毎年更新していくことが重要です。

引き続き、地域計画で定めた目標の達成を目指し、地域のみなさんとの話し合いを通じ、地域が抱える農業課題の解決に向け、計画を更新します。

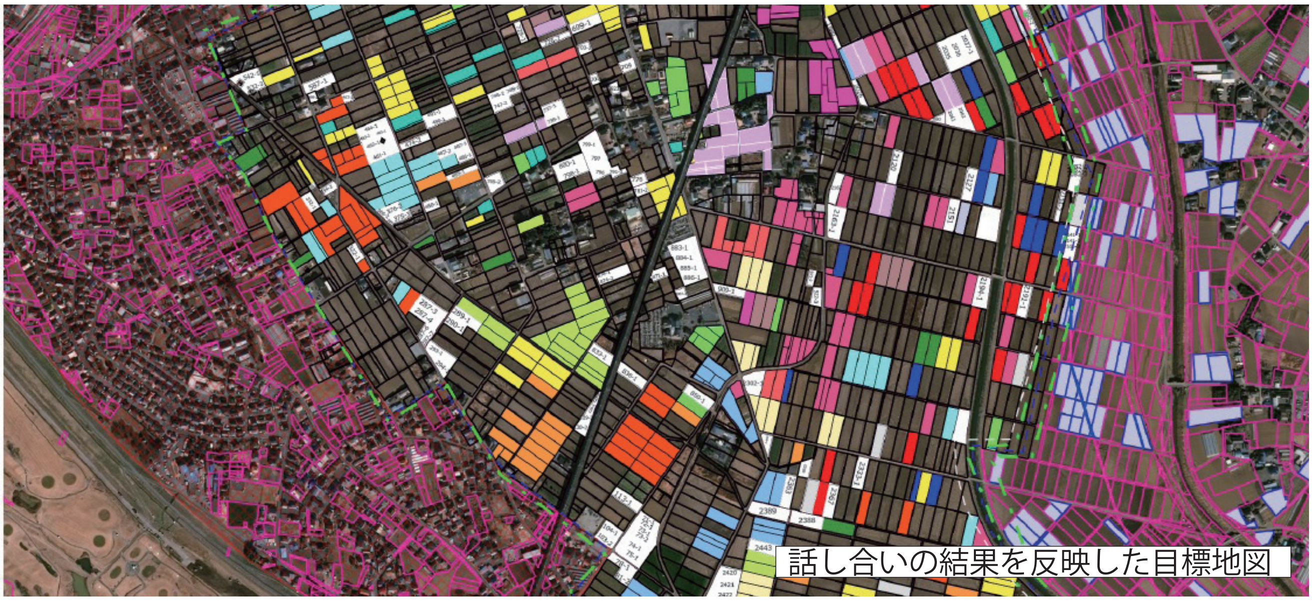

話し合いの結果を反映した目標地図

農業委員会総会での審議審査の状況　（令和6年４月～令和7年３月）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
農地法第３条	11	5	10	6	5	16	10	10	7	8	3	18	109
農地法第４条	2				1			1	1	3	1		9
農地法第５条	20	20	24	21	18	18	18	21	11	39	7	26	243
利用権設定 下段：農地 中間管理事業				58				64		24			146
		5		4		9		6	7		155		186
現況確認証明	5	8	5	5	7	2	2	6	6	3	3	3	55
その他	2	3	21	6		1	4		18	3	1	2	61
合計	40	41	60	100	31	46	34	108	50	80	170	49	809

農地法第３条：農地を耕作するための農地の売買や貸借等の権利の設定
（賃貸借の場合は自動更新）
農地法第４条：農地の所有者等が自ら行う農地の転用
農地法第５条：農地の権利を取得して行う農地の転用
利用権設定：農業経営基盤強化促進法による農地の賃貸借等
（貸借の場合、貸借期間が満了すれば、貸借権は消滅）
農地中間管理事業：農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、県農林振興公社が、所有者と担い手の貸借を仲介するもの
現況確認証明：非農地証明及び転用事実証明(条件を満たした農地)

■農地法等申請

農地を所有権移転するときや農地以外の目的で使用するときは、農業委員会の許可が必要です。
受付期間：毎月17日～20日
※翌月の農業委員会総会(原則10日)に諮り許可書を発行します。

総会議案の事前審査について

農地の権利移動や転用を行うには、農地法の規定による許可が必要です。提出された許可申請について、記載内容と現地の確認による事前審査を行い、毎月開催される総会にて審議します。

農地法第３条は、権利移動後に行う農業によって、周辺地域における農地利用に支障が生じないかを確認します。農地法第４条、第５条の場合は、転用後の事業による周辺農地への被害防除措置を適切に講じているかを確認します。

将来の農地を守るため、慎重に審査を行っております。

▲農業委員が総会案件の現地確認をする様子

若手農業者を紹介します

シイタケを原木栽培から菌床栽培に切り替えた約10年前に就農した小林英晃さん（上大野）

栽培は菌床作りから行い、殺菌・植菌・培養・発生処理を経て、ようやく収穫となります。丹精込めて育てたキノコは直売するほか、道の駅やJA直売所等に出荷もしています。

「栽培方法が正しく、肉厚で大きく育てられた時には面白さを感じ、上手く育てられなかった時には難しさを感じます。夢中で世話をしていると、1年があっという間です」と、収穫間際のキクラゲを見ながら笑顔で話してくれました。

合同会社小林きのこ園　代表社員　小林英晃（こばやしひであき）さん

立派に育ったキクラゲを紹介してくれました

農業者年金制度の説明を受けて

約5ヘクタールの農地でサニーレタスやキャベツ、長ナスなどを耕作している小久保裕太郎さん（上大野）

江原委員（年金推進部長）から「老後を楽しく過ごすためにも若いうちから積立を始めておくことが大切なので、加入を検討してみてください」と農業者年金の説明を受けた小久保さんは「年金のことは、ほとんど知らなかったです。若いうちに加入すれば、要件次第では国庫補助を受けられるし、将来受け取る年金が増えるのがメリットだと思いました」と関心を持っていただきました。

小久保裕太郎（こくぼゆうたろう）さん

熱心に江原委員(推進部長)の説明を聞いていました

令和7年度農業委員会総会日程等のお知らせ(10月～3月)

開催予定日	時間	申請受付日(毎月17日～20日)
令和7年10月10日(金)	午後2時～	9月17日(水)・18日(木)・19日(金)
令和7年11月10日(月)	午後2時～	10月17日(金)・20日(月)
令和7年12月10日(水)	午後2時～	11月17日(月)・18日(火)・19日(水)・20日(木)
令和8年 1月13日(火)	午後2時～	12月17日(水)・18日(木)・19日(金)
令和8年 2月10日(火)	午後2時～	1月19日(月)・20日(火)
令和8年 3月10日(火)	午後2時～	2月17日(火)・18日(水)・19日(木)・20日(金)

編集後記

残暑厳しい中にも、少しずつ秋の訪れを感じられる季節となりました。

食料・農業・農村基本計画によると、日本の農地は国内需要を賄うために必要な面積の3分の1程度しかないそうです。白書では、令和6年度は前年に比べ約2万ヘクタールの農地が減少したと報告されています。

将来にわたって農地を確保・維持していくために、農業委員の役割がいかに重要かを感じております。

青木　英明

広報委員
委員長　木村　公一
副委員長　青木　英明
委員　関根　次雄
委員　黒川　佳男
委員　小久保　芳一
委員　安田　則之
顧問　黒子　邦夫

発行：古河市農業委員会　住所：茨城県古河市仁連2065番地　古河市役所三和庁舎２階
編集：古河市農業委員会広報委員会　電話：0280-76-1511　FAX：0280-76-1594